## 標題

燃料消費実績の報告に関する規則(IMO DCS)による 年次報告認証開始のお知らせ

## ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-1198 発行日 2020年2月14日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1139 及び 1187 にてご案内しておりますとおり、MARPOL 条約付属書 VI の改正が 2018 年 3 月 1 日に発効し、船舶エネルギー効率管理計画書 (SEEMP: Ship Energy Efficiency Management Plan)の所持が要求される船舶であって、総トン数 5,000トン以上の船舶には、燃料消費実績の報告に関する規則(以下、IMO DCS)が適用されます。

IMO DCS では、会社/本船は、旗国主管庁又は代行機関(RO)により承認された「データ収集及び報告手順に関する手順書(SEEMP Part II)」に従って、以下を実施することが要求されております。

- 1. 2019年1月1日以降毎年、年間(暦年)の燃料消費量等に関するデータの収集
- 2. 各暦年終了後3ヶ月以内に、燃料消費量等に関するデータの合算、旗国主管庁又はROへの報告
- 3. 暦年途中で管理会社または旗国を変更した場合、速やかに当該年の変更までのデータの合算、 旗国主管庁又は RO への報告
- 4. 旗国主管庁又はROは、各暦年終了後5ヶ月以内に、提出されたデータの検証を完了し、適合 証書(Statement of Compliance: SOC)を発行(発行された SOC は本船に搭載)

今般、上記 1. の 2019 年度データ収集期間が完了したことから、弊会ではウェブサービス「ClassNK MRV Portal」を通して燃料消費量年次報告の認証業務受付を開始いたしました。つきましては、以下のステップを参考にデータ報告の実施・認証申し込みをお願いいたします。

データ提出(上記 2.)の最終締め切りは 3 月 31 日ですが、締め切り近くは大変混雑が予想されますので、出来る限り早めのご対応をお願いいたします。

- ステップ 1. ClassNK MRV Portal への会社・船舶の登録 ClassNK MRV Portal への登録が未了の場合は、リンク1のガイドを参照ください。
- ステップ 2. 各船のデータ報告・アップロード 各船のデータの ClassNK MRV Portal へのアップロード方法については、リンク 2 のガイドを参照ください。(自社アブログなどと ClassNK MRV Portal との連携によ り既にデータ送信している場合や、昨年から継続してデータ送信を実施している 場合には、このステップは不要です。)
- ステップ 3. 各船のデータ合算・年次報告提出 ステップ 1.2.の完了後、リンク3のガイドに従って年次報告を提出してください。
- リンク 1 https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/seemp/registration\_mrvp\_j.pdf
- リンク 2 https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/seemp/guide\_mrvp\_imodcs\_j.pdf
- リンク 3 https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/seemp/guide\_mrvp\_aggregation\_j.pdf

(次頁に続く)

## NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

## [留意事項]

尚、年次報告作成に当たっては、下記についてご留意ください。

・年度途中に旗国の変更があった場合:

年始から旗国変更までの期間に関する報告と、変更後から年末までの期間に関する報告を分けて 作成・提出する必要があります。

・年度途中に管理会社の変更があった場合:

前後の管理会社がそれぞれ管理中の期間について、報告を作成・提出する必要があります。なお、発行された SOC は有効期限の期間中は船上に備え置くことが要求されますので、管理会社変更の際には、SOC の引継ぎを確実に行う必要があります。

・EU 港での荷揚げ降ろしを伴う航海を実施した場合(EU MRV 適用対象船舶):

昨年 EU 港での荷役を伴う航海を実施した船舶については、昨年と同様に EU MRV Emissions Report(ER)の認証取得も同時に必要となります。 弊会の EU MRV 認証申込み対象船舶につきましては、ステップ 2 までを実施後、ClassNK MRV Portal にて IMO DCS 年次報告と EU MRV ER を併せて作成・提出ください。

なお、弊会ホームページにおきまして、関連条約の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。 掲載場所:トップ>業務サービス>条約関連>エネルギー効率関連条約(IMO DCS 及び SEEMP) URL: https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/seemp/

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076 Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd-env@classnk.or.jp